

人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）中間試案 に係る意見公募

令和 7 年 1 月 2 8 日

人権擁護局人権啓発課

政府は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 1 2 年法律第 1 4 7 号）第 7 条に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 1 4 年 3 月 1 5 日閣議決定、平成 2 3 年 4 月 1 日一部変更）を策定し、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っているところ、昨今の我が国の人権状況は大きく様変わりしており、人権教育・啓発施策については、各人権課題の解決に向け、これまでの取組状況を踏まえた上で、社会経済情勢の変化及び国際的潮流の動向を捉えた効果的な取組の推進並びに新たな人権課題に対する適切な対応が求められています。

そこで、現在、人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会において、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」の策定に向けた検討を進めています。

この度、同幹事会において、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）中間試案」を取りまとめましたので、国民の皆様の御意見を公募いたします。いただいた御意見につきましては、本件の最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見公募要領

1 意見公募対象

人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）中間試案

2 意見公募期間

令和 7 年 1 月 2 8 日（火）～令和 7 年 2 月 2 6 日（水）（当日消印有効）

3 意見の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームによる提出

同フォームに従って、氏名、連絡先及び本件への御意見を入力の上、御提出ください。

※ 必ず御意見を提出する項目の明示をお願いします（御意見を提出する項目については、以下の(3)の「意見提出用紙」の該当項目欄に記

載の項目を明示願います。)。また、複数の項目に御意見を提出する場合は、項目ごとに分けて御意見を入力願います。

(2) 電子メールによる提出

メール本文に氏名、連絡先及び本件への御意見を入力の上、以下の宛先にお送りください。

電子メール：keihatsu-pub@i.moj.go.jp

※ 必ず御意見を提出する項目の明示をお願いします（御意見を提出する項目については、以下の(3)の「意見提出用紙」の該当項目欄に記載の項目を明示願います。)。また、複数の項目に御意見を提出する場合は、項目ごとに分けて御意見を入力願います。

※ 件名に「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）中間試案に対する意見」と明記してください。

※ 必ずメール本文にテキスト形式で記載してください。添付ファイルやURLへのリンクによる御意見は受け付けられません。

(3) 郵送による提出

「関連資料、その他」欄に掲示している「意見提出用紙」をダウンロードの上、氏名、連絡先及び本件への御意見を記入し、以下の宛先にお送りください。

※ 必ず御意見を提出する項目に☑の記入をお願いします。

〒100-8977

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省人権擁護局人権啓発課 意見公募担当 宛

5 その他

お電話による御意見の提出はお受けすることができません。

また、御意見は、日本語で提出してください。

なお、いただいた御意見につきましては、氏名（法人又は団体の場合は、名称、部署名及び担当者名）、住所及び連絡先を除き、全て公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。ただし、いただいた御意見の中に、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項。以下同じ。）の含まれている箇所がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれのある箇所が認められる場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名及び連絡先等の個人情報は、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等における連絡・確認といった、この意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

6 お問い合わせ先

法務省人権擁護局人権啓発課 意見公募担当

電話番号：03-3580-4111（内線5874、5875）